

自 令和元年 5月14日

至 令和元年 5月14日

第3回 和木町議会臨時会

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会
令和元年第3回和木町議会臨時会
（令和元年 5月14日）

○議事日程

別紙のとおり

○会議に付した事件

1. 選挙第 1号
議長選挙について
2. 選挙第 2号
副議長選挙について
3. 選挙第 3号
岩国地区消防組合議員の選挙について
4. 選挙第 4号
玖珂地方老人福祉施設組合議員の選挙について
5. 選挙第 5号
周陽環境整備組合議員の選挙について
6. 報告第 2号
和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について
7. 議案第26号
令和元年度和木町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	灰 岡 裕 美	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	中 村 充 子	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	坂 本 啓 三	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

1. 開 会 9時 00分

事務局長

事務局長の田中です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行う事になっています。

年長の小林秀嘉議員をご紹介します。

臨時議長

ただいまご紹介を頂きました小林秀嘉でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

和木町広報係及び日刊いわくに新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

ただいまから、令和元年第3回和木町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

臨時議長

日程第1 仮議席の指定

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の席といたします。

臨時議長

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。米本町長。

米本町長

みなさん、おはようございます。新たな議員構成による初の議会開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。この度の和木町議会議員一般選挙におきまして、ご当選されました和木町議会議員の皆さん、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、お慶びを申し上げます。議員の皆様

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会
さまにおかれましては、今回の選挙に際し、町政の様々な事柄
についてご自身のお考えを町民の方々にそれぞれ訴えられて
来られたかと存じます。これまでの活動に加えて、激変する社
会状況の中で、より斬新な発想のもと、活発で、かつ活力に満
ちた議会活動を通じ、町政にご尽力賜りますようお願いを申し
上げる次第でございます。

また議員の皆さまは、町民全体の代表者であり、住民の皆さ
まから議員活動に対し大きな期待を寄せられていると思いま
す。その期待や付託にお答えするためには、心身ともに健康で
なければなりません。皆さんが元気に活躍されるためにも、ど
うかお体には十分ご留意を頂き健康第一で頑張ってください
たいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

さて、平成から令和の時代へと変わり、全国的に、より一層
の少子高齢化、人口減少時代を向かえ、今後更なる人口減少が
進むとされております。政府において、地方の人口減少の克服
に向けた施策が進められているところでありますが、なかなか
効果が見えて参らない状況でございます。そのような中、本年
10月には消費税の増税やそれに伴い幼児教育の無償化など
大きな変革を迎える年度となる予定でございます。和木町にお
いては人口も微減へ推移し、各種公共施設の老朽化により少な
くない修理費や改修費を使っており、大変厳しい財政運営を強
いられているところでございます。しかし、ここで立ち止まっ
てはられません。小さくともきらりと光る町づくりを進め、
各世代の方々が安心して暮らせる町を目指して、活力があり魅
力ある和木町、にぎわいのある和木町をいろいろなバランスを
とりながら創造していかなければなりません。令和の時代の和
木町を築いていくためにも議会と我々執行とが車の両輪のよ
うにがっちりとスクラムを組みアイデアを出し合い、しっか
りと議論を交わして和木町民の福祉の向上のため、共に頑張
ってまいりましょう。結びとなりますが、和木町議会の益々
のご発展と皆様方のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げま
して、わたくしのご挨拶とさせていただきます。

臨時議長

日程第2 選挙第1号 議長選挙について
しばらく休憩をいたします。協議したいことがございますので、全員協議会室へお移り願います。

休 憩 9 時 7 分

再 開 9 時 4 0 分

臨時議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

臨時議長

これより議長選挙を行います。
おはかりします。選挙の方法は、投票にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長

異議なしと認めます。
したがって投票によって議長選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。

臨時議長

ただいまの出席議員数は、10名でございます。

臨時議長

おはかりいたします。
会議規則第30条第2項の規定により立会人の指名を行います。森脇明美君及び灰岡裕美君の両名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長

「異議なし」と認めます。

よって、立会人に森脇明美君、灰岡裕美君を指名いたします。

臨時議長

投票用紙をお配ります。

臨時議長

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

臨時議長

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長

「配布漏れなし」と認めます。

臨時議長

投票箱を点検します。

臨時議長

「異常なし」と認めます。

臨時議長

これより投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長

それでは、呼び上げます。

1番 津島宏保議員、2番 栗本詠子議員、3番 嘉屋富公議員、5番 上田丈二議員、6番 中村充子議員、7番 灰岡裕美議員、8番 兼本信昌議員、9番 上岡富士夫議員、10番 森脇明美議員、11番 小林秀嘉議員。

臨時議長

投票はお済みでしょうか。

臨時議長

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終了いたします。

臨時議長

ただいまから、開票を行います。

臨時議長 森脇明美君及び灰岡裕美君、開票の立会いをお願いいたします。

（ 開 票 ）

臨時議長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数10票。有効投票10票。無効投票0でございます。
有効投票中、兼本信昌君 6票。
上岡富士夫君 3票。
小林秀嘉君 1票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は3票です。

臨時議長 したがって、兼本信昌君が議長に当選されました。

臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

臨時議長 ただいま、議長に当選されました兼本信昌君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
兼本信昌君、当選の承諾及び挨拶を登壇の上、お願い致します。

議長 この度、皆様のご推挙により、議長を務めさせていただくことになりました兼本でございます。責任の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いであり、全力で職責を全うして参ります。先程、所信表明でも挙げました三つの課題を進めていきたいと思っております。時代に合わせた近々の課題への対応、二つ目、議会基本条例の遵守と議会改革の継続、三つ目、住民参加による開かれた議会運営、この三項目に積極的に取り組むことにより、「活力ある和木町」、「町民福祉の向上」を目指して参りま

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会
す。今後は、議員個々の力の発揮はもとより、議会全体としての
の総合力の発揮が重要でございます。議会事務局も含めて「チ
ーム議会」としての議会運営が推進されるよう議長の役割を全
うしたいと思います。議会運営に関しましては、「法令の遵守、
公平、公正、公開」を原則と致しまして、町民に親しまれ参画
しやすい開かれた議会を目指し、誠心誠意努力を重ねて参りま
すので、どうか皆様にはご指導ご協力をお願い申し上げ就任の
挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

臨時議長 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。
議長と交替をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
兼本信昌君、議長席にお着き下さい。

議長 日程第3 選挙第2号 副議長選挙について
しばらく休憩いたします。協議したいことがございますので、
全員協議会室の方へお移り願います。

休 憩 9時 56分

再 開 10時 00分

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長 これより副議長選挙を行います。
おはかりします。選挙の方法は、投票にしたいと思いますが、
ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって投票によって、副議長選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。
- 議 長 ただいまの出席議員数は、10人です。
- 議 長 おはかりします。
会議規則第30条第2項の規定により立会人の指名を行います。森脇明美君、及び灰岡裕美君の両名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 「異議なし」と認めます。
- 議 長 したがって、立会人に森脇明美君及び灰岡裕美君を指名いたします。
- 議 長 投票用紙を配ります。
- 議 長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
- 議 長 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。
- 議 長 「配布漏れなし」と認めます。
- 議 長 投票箱を点検します。
- 議 長 「異常なし」と認めます。
- 議 長 これより投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局 長

それでは、呼び上げます。

1番 津島宏保議員、2番 栗本詠子議員、3番 嘉屋富公議員、5番 上田丈二議員、6番 中村充子議員、7番 灰岡裕美議員、9番 上岡富士夫議員、10番 森脇明美議員、11番 小林秀嘉議員、8番 兼本信昌議員。

議 長

投票はお済みでしょうか。

議 長

「投票漏れなし」と認めます。
投票を終了いたします。

議 長

ただいまから、開票を行います。
森脇明美君、及び灰岡裕美君、開票の立会いをお願いいたします。

（ 開 票 ）

議 長

選挙の結果を報告いたします。
投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票です。
有効投票中 中村充子君 10票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は3票です。

議 長

したがって、中村充子君が副議長に当選されました。

議 長

議場の閉鎖を解きます。

議 長

ただいま、副議長に当選された中村充子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中村充子君、当選の承諾及び挨拶を登壇の上、お願い致します。

中村君

副 議 長

皆様のご推挙により、副議長となりました。誠にありがとうございます。任期満了に伴う和木町議会議員選挙は12年振りに無投票になりました。令和という新しい時代に期待もごございます。しかしながら、無投票ということは、住民からは議会に対して、更なる厳しい目が向けられることと存じます。わたくしも、今一度、気を引き締めて議会議員の仕事にあたり、研鑽を積んで新たな気持ちで取り組んでいく所存です。副議長は議長の補佐をするとともに、広報広聴常任委員会の委員長となります。広報委員会では和木町に住む若い世代の方々にも手に取って読んでいただけるような広報紙づくりを目指して参ります。広聴委員会では和木町三ヶ所を巡る町づくり懇談会、特に防災について充実させていきたいと考えております。今期は新しい方々も加わり、新風を送り込んでくださることと存じます。女性ならではの目線に立って、副議長の役割を果たして参ります。新人議員さんと共に、議員の仕事について一から勉強して参りたいと存じます。ご指導のほど、よろしく願いいたします。以上で、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。しばらく休憩をいたします。
協議したいことがございますので、全員協議会室の方へお移り願います。

休 憩 10時 35分

再 開 11時 05分

議 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長

日程第4 議席の指定を行います。

議長 議席は、会議規則第3条第1項の規定により次のとおり指定いたします。

1番議員 津島宏保君。2番議員 栗本詠子君。3番議員 嘉屋富公君。5番議員 上田丈二君。6番議員 灰岡裕美君。7番議員 上岡富士夫君。8番議員 小林秀嘉君。9番議員 森脇明美君。10番議員 中村充子君。そして、11番議員 兼本信昌でございます。

以上のとおり、議席を指定いたします。

議長 しばらく休憩をいたします。

議長 休憩 11時 06分

再開 11時 06分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

議長 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番議員 津島宏保君、2番議員 栗本詠子君を指名します。

議長 日程第6 会期の決定を議題といたします。
おはかりします。本臨時会の会期は5月14日、本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

「異議なし」と認めます。
したがって、本臨時会の会期は、5月14日、本日一日と決定いたしました。

議 長

日程第7 常任委員の選任について
これを議題といたします。

議 長

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長より指名いたします。

総務文教常任委員に、小林秀嘉君。津島宏保君。森脇明美君。兼本信昌。栗本詠子君。民生建設常任委員に、嘉屋富公君。上田丈二君。中村充子君。上岡富士夫君。灰岡裕美君。広報広聴常任委員は、議長を除く9人の議員といたします。

以上のとおり、それぞれ指名したいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長

「異議なし」と認めます。
したがって、ただいま指名いたしました諸氏を、それぞれの常任委員に選任する事に決定しました。

議 長

なお、常任委員会の委員長、副委員長をご報告いたします。
総務文教常任委員会の委員長に、小林秀嘉君。副委員長に、津島宏保君。民生建設常任委員会の委員長に、嘉屋富公君。副委員長に、上田丈二君。広報広聴常任委員会の委員長に、中村充子君。副委員長に、灰岡裕美君。
以上のように選任されましたので、ご報告いたします。

議 長

日程第8 議会運営委員の選任について
これを議題といたします。

議 長

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、委員に灰岡裕美君。上田丈二君。中村充子君。小林秀嘉君。嘉屋富公君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長

「異議なし」と認めます。
したがって、ただいま指名をいたしました諸氏を、議会運営委員に選任する事に決定しました。
なお、議会運営委員会の委員長、副委員長をご報告いたします。委員長に灰岡裕美君。副委員長に上田丈二君。以上のように選任されましたので、ご報告をいたします。

議 長

日程第9 選挙第3号 岩国地区消防組合議員の選挙について
これを議題といたします。
おはかりします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

- 議 長 おはかりします。
指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定をいたしました。
岩国地区消防組合議員に、上岡富士夫君を指名いたします。
- 議 長 おはかりします。ただいま、議長が指名しました上岡富士夫
君を岩国地区消防組合議員の当選人と定めることにご異議あ
りませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 「異議なし」と認めます。
したがって、上岡富士夫君が当選されました。
ただいま当選されました、上岡富士夫君が議場におられます
ので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をい
たします。
- 議 長 日程第10 選挙第4号 玖珂地方老人福祉施設組合議員
の選挙について
これを議題といたします。
おはかりします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指
名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）

- 議 長 「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。
- 議 長 おはかりします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 「異議なし」と認めます。
したがって議長が指名する事に決定しました。
玖珂地方老人福祉施設組合議員に、灰岡裕美君、上田丈二君の両名を指名します。
- 議 長 おはかりします。
ただいま、議長が指名しました灰岡裕美君、上田丈二君を玖珂地方老人福祉施設組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
- 議 長 「異議なし」と認めます。
したがって、灰岡裕美君、上田丈二君が当選されました。
ただいま当選されました、灰岡裕美君、上田丈二君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
- 議 長 日程第11 選挙第5号 周陽環境整備組合議員の選挙について
これを議題といたします。

おはかりします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

議

長

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名する事に決定しました。

周陽環境整備組合議員に、嘉屋富公君、栗本詠子君を指名いたします。

議

長

おはかりします。ただいま、議長が指名しました嘉屋富公君、栗本詠子君を周陽環境整備組合議員の当選人と定める事にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長

「異議なし」と認めます。

したがって、嘉屋富公君、栗本詠子君が当選されました。

ただいま当選をされました嘉屋富公君、栗本詠子君が議場に

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会
おられますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当
選の告知をします。

議長 しばらく休憩をいたします。

休 憩 11時 15分

再 開 11時 45分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 日程第12 報告第2号 和木町税条例等の一部改正に関
する専決処分について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
吉岡税務課長。

吉岡税務課長 報告第2号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分につい
てご説明いたします。

和木町税条例の一部を改正する条例について、平成31年3月29
日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせてい
ただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を
求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年3月29日に公布されました地方税法等
の一部を改正する法律等に伴い、和木町税条例について所要の改
正を行ったものでございます。

主な改正点として、個人住民税では、児童扶養手当の支給を受け、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の単身で児童を扶養している人を非課税とします。また、現制度において、住宅ローン控除額が所得税額を超える場合、控除しきれない額を住民税から控

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会
除していますが、消費税率引き上げに伴う対応として、住宅ローン控除期間を3年延長する法改正に伴い、住民税からの控除も同期間延長します。軽自動車税では、グリーン化特例の見直し、環境性能割の臨時的軽減を行います。

それでは、主な改正点について、お手元にお配りしています新旧対照表でご説明させていただきます。なお、税条例改正が改元前で、条例の元号は平成となっていますので、説明も改元前の平成で説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第34条の7「寄付金税額控除」についてですが、都道府県等に対する寄付金、ふるさと納税について、返礼品の費用の額が、寄付金額の百分の三十に相当する金額以下であること等の措置が講じられ、寄附金税額控除の対象を「寄付金」から「特例控除対象寄付金」等に、改正を行うものでございます。

1ページ下段をご覧ください。

附則第7条の3の2についてですが、消費税増税分の減税を行うために、住宅借入金等特別税額控除の適用を平成43年度までとなっているものを、平成45年度分の個人の住民税まで延長することとなったものです。

次に、3ページ下段から5ページ中段までをご覧ください。

第9条「個人の町民税の寄付金税額控除額に係る申告の特例等」についてですが、申告特例の対象を1ページ同様「寄付金」から「特例控除対象寄付金」とする等の規定の整備をするものです。

続いて14ページ中段から18ページ中段までをご覧ください。

第16条「軽自動車税の税率の特例」についてですが、施行年月日の違いから、3段階で軽自動車税の税率の特例の改正をするために、20ページからと29ページからでも改正を行うものです。

まず、14ページから18ページまでは、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、最初の新規検査から14年を経過した軽四輪車等への税率を重くする重課を、平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の税率の軽減をする軽課を削除し、平成30年度分の税率の軽減をする軽課を規定するものです。

23ページ中段をご覧ください。

軽自動車税の税率の2回目の改正となります。第15条の2「軽自動車税の環境性能割の非課税」についてですが、3輪以上の軽自動車について、窒素酸化物の値の条件を満たせば、環境性能割を非課税とするものです。

24ページの下段をご覧ください。第15条の6「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」についてですが、消費税率引き上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

25ページ中段をご覧ください。

第16条「軽自動車税の種別割の税率の特例」についてですが、第1項では最初の新規検査から14年を経過した軽四輪車等への税率を重くする重課の規定を整備するものです。第2項以降27ページ中段の第4項までについては、税率の軽減をする軽課を平成32年度分及び平成33年度分に新設するものです。

32ページ中段をご覧ください。

第15条の6「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」についてですが、税率の1%軽減は臨時的と規定するものでございます。また、最初の新規検査から14年を経過した軽四輪車等への税率を重くする重課を規定するものです。

34ページから37ページをご覧ください。

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会

これは、大法人に対する電子申告の提出義務の創設に伴い、申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置について規定するものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

議長 上田君。

上田議員 児童手当の申告について改正があったと思うのですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

議長 吉岡税務課長。

吉岡税務課長 児童手当についてというよりも、単身で児童を扶養している人の優遇をするということで、児童扶養手当の支給を受けて、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の人が今までは非課税でなかったのを非課税にするということで優遇ということを規定するものでございます。

議長 よろしいですか。
他にございませんか。

議長 小林君。

小林議員 先程、文化会館の、関連。

議長 えっ、ちょっとこれ、税条例なんですけど。
税条例。

小林議員

あっ、税条例、失礼しました。

議長

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議長

報告第2号 和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議長

全員挙手。

議長

したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長

日程第13 議案第26号 令和元年度和木町一般会計補正予算（第1号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画
総務課長

議案第26号 令和元年度 和木町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の概要は、既定の歳入歳出予算の総額にそれ

ぞれ3,991万円を追加し、総額を40億2,296万5千円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、消費税・地方消費税率引上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業や幼児教育無償化に対応するための業務委託料など各種事業に必要な経費を計上するために提案させていただくものでございます。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款2 総務費572万2千円の増額は、派遣業務委託料320万2千円、交通安全施設整備工事232万円などを増額するものです。

款3 民生費2,178万9千円の増額は、プレミアム付商品券事業に係る経費1,679万5千円、幼児教育無償化対応業務委託料499万4千円の増額を行うものです。

款4 衛生費733万4千円の増額は、緊急風しん抗体検査等事業費170万2千円、臨時雇用賃金456万2千円、岩国市ごみ焼却施設負担金188万1千円の増額などを行うものです。

款9 教育費506万5千円の増額は、文化会館外壁タイル改修工事343万9千円、給食センターの一般備品143万7千円などを増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

款14 国庫支出金2,277万1千円の増額は、子ども子育て支援事業費補助金499万4千円、プレミアム付商品券事業に係る補助金1,679万5千円、感染症予防事業費等国庫補助金98万2千円を増額するものです。

款18 繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金1,713万9千円を増額するものです。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高につきましては、8億5,565万9千円になる予定となっています。

以上で議案第26号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

議長 嘉屋君。

嘉屋議員 10ページにあります、工事負担、交通安全施設整備工事、この内容を教えてください。

議長 村岡課長。

村岡都市建設課長 この工事の内容でよろしいでしょうか。

当初予算では、瀬田遊園地の通学路確保のため、前瀬田遊園地の場所の通学路確保のために簡易型の階段を設置する予定でしたが、そこの部分をコンクリート製のブロックに改修するために、追加で補正予算を上げさせていただいております。以上です。

議長 嘉屋君。

嘉屋議員 この時の入札があったと思いますが、何者が入札したのか、また、工事期間はいつからいつまでなのか教えてください。

議長 村岡課長。

村岡都市建設課長 現時点では、まだ発注をしておりません。設計段階での変更でございます。

議長 上田君。

上田議員 関連ですけど、遊園地が撤去された時に、公共交通の停留所が撤去されたと思うのですが、今、停留所が無い状態ですので、停留所の設置計画はされているのでしょうか。

議長 ちょっと、話が。
答えられますか。答えますか。
田中課長。

田中企画総務課長 以前、バス停があった訳なんですけど、そこは、もと、市営バスが通っていたために設置されていたものでございます。町内巡回バス用のバス停ではございませんでした。撤去しても支障がないであろうという判断をもとに撤去させていただいております。今後の対応についてはですね、現在、検討はしているところなんですけど、設置を計画しているということではございません。設置がなくても、町内巡回バスの方には支障はないであろうというふうに考えております。

議長 よろしいですか。
その他、質疑ありませんか。

議長

小林君。

小林議員

先程は失礼いたしました。

文化会館を、先月、使用させていただいたんですが、補正予算でタイルということですが、1階の広い部屋ありますね、奥のほうの、あそこのところも汚かったんですが、床を何かこぼした様な形跡があって、その、「掃除して帰りなさい。」と言われても、とても汚れてて何がどうなったかがわからないんですけど、その時に、この補正予算の中に、そういったものが入っているのかどうかお聞きしたいのですが。

議長

渡邊事務局長。

渡邊
教育委員会
事務局長

この補正予算は、あくまでも外壁のタイルの改修工事でありまして、中の掃除や何かについては含まれておりません。

議長

小林君。

小林議員

その、それで終わるのではなくて、どういうふうに予定されているのかお聞きしたいんです。

次に使うときに、汚かったら使う気がしないんです。やっぱり、お金を払って使わせてもらって気持ちよくしたいものですから、いつ1回やるとか、やらないとかいうことをお聞きしてるんです。

議長

よろしいですか。答えられますか。

議長

まあ、あの、補正予算の内容に関する質問に集中していただきたいと思ってるんですけど、もし、答えられるのなら答えていただきたいのですが。

渡邊事務局長。

渡 邊
教育委員会
事務局 長

まあ、あの、掃除は、掃除の委託業者の方で、週3回、月水金行っておりますし、利用者の方には、来た時よりも美しくして帰っていただきたいというのが、わたくしどもの思いでございます。

小 林 議 員

わかりました。
また、あの、また、予算の方で聞かせていただきます。

議 長

よろしいですか。
極力ですね、この、補正の内容に関することについての質疑でお願いしたいと思います。

議 長

その他、質疑はございませんか。
灰岡君。

灰 岡 議 員

款3の民生費 社会福祉費についてお伺いするんですが、プレミアム商品券事業なんですけども、この、まだ、国の方針が決まっていないので、はっきり、今、お答えいただけるかどうかかわからないのですが、支給対象、支給時期、商品券の価格など、今、わかっている部分があれば教えてください。

議 長

田中課長。

田 中 企 画
総 務 課 長

プレミアム付き商品券事業の要綱については、今後、早急に、早期に策定しようというふうに考えております。

事業の概要といたしましては、対象者は非課税世帯、非課税者の方と、3歳未満、2歳以下の子ども、2歳未満の子どもがいらっしゃる世帯、世帯主が対象となっております。

非課税者1名、あるいは、子どもさん1名に対して、2万円の価格で2万5千円分の商品が買える商品券を発行したいというふうに考えております。一度に2万円の購入では負担が大

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会
きいかもかもしれませんので、出来れば、5分割、5回に分けてで
も買えるような形をとりたいというふうに考えております。

発行の時期なのですが、発行については、9月頃、考えたい
と思っております。商品券の使用を10月頃から計画したいと
いうふうに考えております。それ以前に、広報でありますとか、
引換券の発行、こういったことを計画して参りたいというふう
に考えております。

議 長 よろしいですか。

議 長 他に質疑はございませんか。

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論
に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決
に入ります。

議 長 議案第26号 令和元年度和木町一般会計補正予算（第1
号）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て
終了いたしました。

令和元年第3回（5月）和木町議会臨時会

議

長

おはかりいたします。これで、令和元年第3回和木町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長

異議なしと認めます。これをもちまして、令和元年第3回和木町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 12時 05分